

法科大学院教育関係第1回 HP アップ情報

1. 2004年度学年暦(予定)

前期(2004年4月 1日~2004年9月26日)

4月 1日~ 7日	ガイダンス・履修登録期間
4月 2日	入学式
4月 8日	前期授業開始
4月14日	履修登録確定
7月16日	月曜授業振替日
7月17日	月曜授業振替日(予備日)
7月21日	前期授業終了
7月22日~24日	補講期間
7月26日~31日	前期試験期間
8月 1日	夏期休業(但し、休業中に前期集中講義および夏期課外講座が行われる)
~9月26日	
9月24日	前期成績配布

後期(2004年9月27日~2005年3月31日)

9月27日	後期授業開始
12月24日	冬期休業
~1月 8日	
1月24日	後期授業終了
1月25日~29日	補講期間
1月31日	後期試験期間
~2月 5日	
2月 6日	春期休業(但し、休業中に後期集中講義および春期課外講座が行われる)
~3月31日	
3月16日	後期成績配布

2. ガイダンスの概要

新入生の皆さんに、本学法科大学院における教育理念とその実現システム、カリキュラム内容および履修のあり方を理解し、3年間の学修計画を練るとともに、前期講義の受講に向けた準備を整えるために、添付資料のスケジュールにてガイダンスを実施いたしますので、必ず全日程出席してください。このガイダンスにおいて、履修要項・履修登録手続用紙、前期開講科目の第1回講義における課題指示、PC アカウントおよび個人ロッカーの指定等、法科大学院における日常的な学修に不可欠な資料等が配布されます。

【法学基礎講座（1年次生対象）】

ガイダンス期間中、1年次生を対象とする法学基礎講座が開講されます。本講座では、さまざまな法律、判例および法理論を学ぶにあたり、その学修の共通土台となる、法令の読み方（法解釈の方法を含む）、判例の読み方およびテキスト・論文の読み方を勉強します。これらはいずれも法律学（あるいは学問）の基本ではありますが、時に法律専門家でさえ十分に注意していなければ間違えることがあるナイーブなものでもあります。皆さんが、これから3年間、常に基本に戻りつつ注意深く法律学を学び修得していくことを期待して、本学法科大学院は法学基礎講座を法科大学院最初の講義として行う次第です。法学基礎講座にて使用する講義資料は別途お知らせし郵送いたします。

なお、以下の文献を参考に挙げておきますので、ご覧ください。

法学基礎講座向け参考文献

* 法学教室 271号（2003年4月） 特集 よくばりな法学入門

* 法学教室 222号（1999年3月） 特集 判例の読み方（憲・民・刑）

【課題レポート解説講義（法学既修者対象）】

法学既修者と認定された2年次生を対象として、課題レポート解説講座を行います。事前学習用のレポートが課されますので、提出された各自のレポートを添削返却のうえ、その解説を行うものです。このレポートの添削および解説を通じて、2年次開講科目のうち特に法律基本科目群の総合科目を受講するさいに留意しなければならない点を示し、2年間の学習がより効率的かつ効果的になしえ、法曹への道を着実に歩めるように指導します。

なお、課題レポートの内容および提出期限につきましては、後期日程入試での合格者とのバランスに配慮して、後日公表のうえ郵送にてお知らせいたします。

[ガイダンス・スケジュール表](#)

3. 2004年度授業時間割表（予定）

[1年次生用（標準修業年限3年）](#)

[2年次生用（法学既習者・修業年限2年）](#)

4. 課外講座の概要

本学法科大学院では、双（多）方向対話型授業を中心とした法曹養成教育カリキュラムにおける教育成果をより洗練し教育効果をさらに高めることを目的として、基本的な法概念・法制度の理解の精度を高めこれによる問題解決力を向上させる教育内容の課外講座を行います。本課外講座は本学法科大学院の教育指針・内容にしたがって開講されるものです。本学法科大学院生は全員これを受講することができます（受講費は無料。テキスト代については検討中）。

課外講座の概要は以下の通りです（なお若干の変更があるかもしれません）。詳細につき

ましては、4月ガイダンス時にお知らせいたします。

	夏期講座（夏期休業中開講）	春期講座（春期休業中開講）
1年次生	憲法・民法・刑法 合計30コマ	商法・民事訴訟法・刑事訴訟法 合計30コマ
2年次生	公法系・民事法系・刑事法系 合計30コマ	公法系・民事法系・刑事法系 合計30コマ
3年次生	公法系・民事法系・刑事法系 合計30コマ	公法系・民事法系・刑事法系 合計60コマ

注：1コマ90分。 [2～3コマ/日] × [5日/週] × [3～4週間]

5. 1年次生（法学未修者）向け事前学習用テキストの案内

これまで法律学を専門的に学んだことがない皆さんが1年次に開講される授業にスムーズに導かれ、その予習・復習に即応できるように、主要な法領域ごとに事前学習用の文献として必読書1冊を指定いたしますので、各自購入のうえ熟読ください。なお、各授業においては必読書が読まれていることを前提に講義が進められます（指定必読書を読んでいるか否かが成績評価に直接影響することはありません）。

これとは別に、必読書の理解を助け深めるための文献も数冊挙げます。各法領域の担当者による学習上のアドバイスも付しますので、併せて参考にしてください。

憲法

必読書：樋口陽一『一語の辞典 人権』（三省堂、1996年）

選択必読書（いずれか少なくとも1冊は必読）：

樋口陽一『自由と国家』（岩波新書、1989年）

樋口陽一『憲法と国家』（岩波新書、1999年）

樋口陽一『個人と国家』（集英社新書、2000年）

参考書：長谷部恭男編『憲法本41』（平凡社、2001年）

渋谷秀樹・赤坂正浩『憲法1人権』『憲法2統治』（有斐閣アルマ、2000年）

奥平康弘・杉原泰雄『憲法を学ぶ 第4版』（有斐閣選書、2001年）

[憲法担当者からのアドバイス]

合格された皆さん。おめでとうございます。

とはいえ、法学未修者、ことに法学部以外の学部を卒業され、独自に法律系の科目を学習された経験もないいわゆる「純粹未修」の方は、たった1年間の法科大学院の授業で法学既修者のレベルまで追いつけるのか・・・など、4月からの開講を控え大変不安に思われていらっしゃることでしょう。

新司法試験の憲法は、短答式・論文式ともに、試験方法・内容のいずれも現行司法試験から大きく変わります（法務省・新司法試験実施に係る研究調査会『[新司法試験実施に係る研究調査会報告書](#)』（2003年12月11日）文部科学省・法科大学院における教育内容・方法に関する研究会（公法系）『法科大学院における公法系教育のあり方等について（中間まとめ）』（2002年6月28日）12頁以降に「[参考資料](#)」として掲載されている出題例を参照してください）。

特に、試験科目じたい、従来の「憲法」から、「憲法」と「行政法」が融合された「公法」という新しい科目に変わるのに伴って、問題の構成そのものが大きく様変わりすることになります。また、「公法」科目の「憲法」領域についても、従来の憲法に関する知識の量を問うものから、与えられた条件の下で、自分で憲法上の問題を発見し解決方法を模索する問題発見-解決型の出題に変わります。

しかし、試験科目が「公法」に、「憲法」領域の出題形式が問題発見-解決型に変わっても、最低限、「人権」、「主権」、「立憲主義」、「リベラリズム」などの憲法の基礎概念について正確に理解しておくことが必要不可欠となりますから、そのための学修期間を余分に1年間与えられたのだ・・・と考えてください。

本学法科大学院では、1年次必修科目として、「憲法（憲法総論・基本的人権総論）」（前期）、「憲法（基本的人権各論）」（後期）、「憲法（統治機構）」（後期）が置かれています。これらの科目のなかで、皆さんが最初に履修するのが「憲法（憲法総論・基本的人権総論）」です。そこでの学修で必要となる憲法の基礎概念に関するベーシックなものとして、樋口陽一『一語の辞典 人権』（三省堂、1996年）をあげておきます。また、同じ著者の『自由と国家』（岩波新書、1989年）『憲法と国家』（岩波新書、1999年）樋口陽一『個人と国家』（集英社新書、2000年）も、人権、リベラリズム、近代立憲主義などの基礎概念について、いずれも短いながら大変内容の深い著作です。是非、開講までに読んでおいてほしいと思います。

それでも不安な方には、渋谷秀樹・赤坂正浩『憲法1人権』（有斐閣アルマ、2000年）、同『憲法2統治』（有斐閣アルマ、2000年）（前者は「人権の意義と通則」から、後者は「統治の基本原則」から読み始めるとよいでしょう）または奥平康弘・杉原泰雄『憲法を学ぶ 第4版』（有斐閣選書、2001年）をおすすめします。憲法の全体像について、簡潔ながら示唆に富む見取り図を提供してくれることでしょう。

なお、長谷部恭男編『憲法本41』（平凡社、2001年）は、日本国憲法の歴史、憲法と立憲主義、憲法理論の現在、憲法問題の現在、比較憲法、改憲・護憲論争についての憲法学の到達点を示す41冊の代表的な憲法研究書の書評集です。この書評集に掲載されている「書評」が重要なわけではなく、この書評集で書評の対象とされている41冊の憲法研究書が憲法をより深く理解するためには必要不可欠だといえるでしょう。この書評集の対象とされている本を、3年間のうちに、是非なるべく多く読んでみてください。

憲法担当 岡本篤尚・上脇博之

民法

必読書：道垣内弘人『ゼミナール民法入門第二版』（日本経済新聞社、2003年）

参考書：石田喜久夫著・田中康博補訂『消費者民法のすすめ【補訂版】』（法律文化社、2004年）

星野英一著『民法のすすめ』（岩波新書、1998年）

日本裁判官ネットワーク編著『裁判官だって、しゃべりたい!』（日本評論社、2001年）

〔民法担当者からのアドバイス〕

神戸学院大学・法科大学院合格者のみなさん。合格おめでとうございます。心よりお喜び申し上げます。

みなさんは、きわめて高い倍率の中から見事合格されました。とはいえ、大学入試の時に感じたような安堵感・受験生活から抜け出せたというホッとした気持ちをもつよりは、むしろ、最終目標である司法試験に対する不安や、司法試験に向けて早くスタートを切りたいという思いで一杯なのではないでしょうか。とくに3年コースに合格された方で、法学部出身でない方は、自分で勉強を始めようにも、いったい今何をすればよいのか、読むべき本すら分からずに、気持ちだけが急いでいるかもしれません。

4月に入れば、授業もはじまり、法曹になるために必要な民法の勉強を本格的に行うこととなります。しかし、その前に読んでおいて欲しい書籍をいくつか紹介して参考にしていただきたいと思います。

なにより、

道垣内弘人『ゼミナール民法入門第二版』（日本経済新聞社、2003年）

を挙げさせていただきます。

民法をはじめ勉強しようとする人にはもちろん、すでに勉強したことのある人にとっても、民法の全体像をひと通りつかむために最適だと思います。ごく最近の民法の改正（担保制度のそれ）までも盛り込んだ最新のテキストであるだけでなく、ある制度が何故存在し問題解決のために必要なのかが、わかりやすく、かつ実際にしばしば起こりうる事例を手がかりに説明されており、学習のスタートラインにおいて、民法（より広くは法学）を学ぶことの意義と面白さを実感することができる極めて優れた書物だと思います。

加えて、

石田喜久夫著・田中康博補訂『消費者民法のすすめ【補訂版】』（法律文化社、2004年）

星野英一著『民法のすすめ』（岩波新書、1998年）

日本裁判官ネットワーク編著『裁判官だって、しゃべりたい!』（日本評論社、2001年）

も是非一度読んでみてはどうでしょうか。

民法は私たちの身近な生活問題に関係する法律なので、取っ付き易いところもあります。しかし、条文の数でいっても、判例の数でいっても、他の法分野と比べるとかなり量的に多いのも確かです。民法をひと通り勉強するためには、基本書でいえば最低でも4冊から5冊、総ページ数で最低でも2000ページを超える分量を読破する必要があります。このような膨大な内容を勉強する際には、いま自分が勉強していることが民法全体の中のどこにどのように位置するのかわかりながら行うことが大事です。そのためにも、定評のある書籍によってまずは全体像をひと通りつかむことが有意義です。

また、民法では、ある生じた事件について、たんにあるところの一つの条文からだけでなく、民法の知識を総動員して体系的に考える必要があります。そのためには、民法全体の骨格をつかむことが大切となります。

取っ付き易い民法ですが、ひと通りマスターするには、それなりの時間を要します。あせらず、たゆまず、ステップ・バイ・ステップで着実に進んでいくことが必要です。

民法担当 大島俊之・田中康博・増成牧・山下登

刑法

必読書：井田良 『基礎から学ぶ刑事法（第2版）』有斐閣アルマ・2002年

参考書：町野朔 『プレップ刑法（第2版）』弘文堂・1994年

浅田和茂他 『現代刑法入門』有斐閣アルマ・1996年

三井誠他 『入門刑事法（第3版）』有斐閣・2003年

「刑法担当者からのアドバイス」

合格、おめでとうございます。

刑法は犯罪と刑罰に関する法律ですので、新聞やニュースで見聞きすることを含め日常において馴染みの深い法律です。しかし、その親しみはきわめて漠然としたイメージの世界であって、その感覚で刑法学（刑法を対象とする法律学）に臨むと、あまりの違いに驚かれることでしょう。日常使われることのない（あるいは日常の意味とは異なる）特殊な専門用語の難解さや論理性の追求に辟易されることもあろうかと思えます。

そこで、刑法に対する漠然としたイメージから法律論へと誘い、このギャップを埋めてくれる文献を、事前学習用テキストとして挙げておきます。

井田良『基礎から学ぶ刑事法（第2版）』は開講時までに必ず読んでおいてください。本書は、刑法のみならず刑事訴訟法および刑事政策・刑事学の領域にも及ぶ刑事法の入門書で、それぞれの基本的な考え方や原則を比較的わかりやすい言葉で説明され、また重要な専門用語については用語説明が付されています。

参考書として、三井誠他『入門刑事法（第3版）』は刑事法全体をカバーする内容で、それぞれの領域における基本概念や原則を丁寧に説明しています。また浅田和茂他『現代刑法入門』は刑法総論・各論の鳥瞰図を与える内容で、重要な問題では一歩踏み込んだ叙述

がなされ、また具体的な事件等をコラムで刑法の視点から論じています。これらに対して、町野朔『ブレップ刑法(第2版)』は、実際に裁判となった事例を素材にして分析するなかから、刑法の基本概念や原則の意義を浮き彫りにするもので、若干レベルが高く難解な部分もありますが、「本をじっくりと考えながら読む」という法科大学院の勉学に欠かせない姿勢をも身に付けられるという付加価値が期待できます(もちろん皆さんがその点に留意して苦労しつつ読むことが重要です)。

いずれにせよ、これらのテキストを読むにあたっては、「なぜそうなるのか、で、どうなるのか」と疑問を発しながら読み進めるとともに、前後を連続的につなぎながら(前頁のことを忘れて次頁を眺めるのではなく、あるいは一つ一つ分断して覚えるのでもなく)その論理を追うことに注意してください。意外とおもしろい発見があるかもしれません。

刑法担当 大山弘・佐藤雅美・秋野成人

刑事訴訟法

必読書

- 参考書 井田良『基礎から学ぶ刑事法(第2版)』有斐閣アルマ・2002年
三井誠他『入門刑事法(第3版)』有斐閣・2003年
三井誠他『入門刑事手続法(第3版)』有斐閣・2001年

「刑事訴訟法担当者からのアドバイス」

何が犯罪となり、どのような刑罰になるかは、刑法をはじめとする刑罰法規において定められています。刑罰法規を具体的に実現するためには、誰がどのような犯罪を行ったか、どの程度の刑罰が相当であるのかについて、それらを決定する手続があらかじめ定められていなければなりません。刑事訴訟法は、その手続を定めた法なのです。

具体的には、「刑事訴訟法」という名称の法律があります。また、常に憲法の規定も参照しなければなりません。他に、参照すべきものとして、「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」、「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」、「検察審査会法」、「警察法」、「警察官職務執行法」、「刑事補償法」、「刑事確定記録法」、停止状態にある「陪審法」、最高裁判所規則である「刑事訴訟規則」、警察内部の規範である「犯罪捜査規範」などがあります。

民事手続と異なり、刑事手続では、一方の当事者である被疑者・被告人(起訴前は被疑者、起訴後は被告人と呼ばれます)が一般市民であるのに対し、捜査を行い、公判の維持にあたるのは、国家機関であるという点に留意する必要があります。国家権力による不当な人権侵害が行われないように、刑事訴訟法において、権限行使の範囲を明確に定めておかなければならないのです。刑事手続には、事案解明と人権保障との緊張関係が常に存在し、それをどのように解決するかが刑事訴訟法を学ぶ上での重要な問題なのです。

刑事司法に限らず、わが国の司法には様々な問題点、改革すべき点があり、現在、司法

制度改革が行われているところです。刑事司法に関連するものとして、刑事裁判の充実・迅速化、被疑者に対する公的弁護制度の整備、証拠開示の拡充、裁判員制度の創設、司法全体に関わるものとして、法曹人口の拡大、法曹養成制度の改革（法科大学院の設立）、裁判官任官制度の客観化・透明化などが挙げられています。現在および将来にとってどのような司法制度がわが国に最も適しているかを考えていかなければならないのです。

未修者のために参考書として挙げた3冊のうち、最初の2冊は、刑事法全体の入門書です（「刑法担当者からのアドバイス」参照）。三井誠他『入門刑事手続法（第3版）』は、刑事訴訟法に関する基本概念や基本原理、ならびに重要な論点を平易に解説しています。3冊のうちいずれかを通読し、以下に挙げた事項に留意しながら、自分が感じた疑問について調べ、考えてみてください。身近な問題として捉えましょう。刑事法の問題と関連づけて新聞やテレビを見てみましょう。裁判傍聴に行ってみましょう（案内書として、井上薫『法廷傍聴へ行こう（第3版）』（法学書院・2002年）があります。本書には、傍聴の要領や裁判所の所在地などが掲載されています）。常に六法を携帯して条文を確認しましょう。具体的な事例に即して考えましょう。

以上、未修者向けのアドバイスとして記述しましたが、既修者もこのアドバイスを参考にしてください。

刑事訴訟法担当 山名京子

参考資料（法学部学生向け法律専門雑誌では、一例として以下の特集があります。お近くの図書館等にてご参照ください）

* 法学教室 211号（1998年4月）特集 現代法学入門（憲・民・刑・商・両訴）

* 法学セミナー 556号（2001年4月）最初の授業で必ず役立つ 民法の大原則

557号（2001年5月）最初の授業で必ず役立つ 憲法基本原理

558号（2001年6月）最初の授業で必ず役立つ 刑法の大原則

以上